③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑦　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成26年10月３日において次の要件を満たすものとする。

①　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす施工地域が市街地（平成７年国政調査の人口集中地区と同等）において、技術提案の本体主構造で採用する形状に応じて、以下のいずれかの同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

技術提案の本体主構造がニューマチックケーソン工法の場合は、

㋐　ニューマチックケーソンの工事で、圧気圧が2.5気圧以上、作業室面積が500㎡以上であること。

技術提案の本体主構造が開削工法の場合は、

㋑　土留工法による開削深度が15m以上であること。

㋒　構造物内幅が15m以上であること。

技術提案の本体主構造がシールド工法又は非開削工法の場合は、

㋓　シールド工法（密閉型）による工事で施工（セグメント）外径４m以上であること。

特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが技術提案の本体主構造で採用する形状による上記の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、２社の場合は30%、３社の場合は20%以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㊞」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「東京外環中央ＪＣＴ北側ランプ改良工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成26―29年度　高松サンポート合同（南館）建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成26年９月４日

四国地方整備局長　三浦　真紀

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事名　平成26―29年度　高松サンポート合同（南館）建築工事

2　工事場所　香川県高松市サンポート３―33

3　工事内容

本工事は、次に掲げる建築工事を施工する。

建物用途：庁舎（増築）

建物構造：鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造）地上11階建、塔屋１階、地下１階

建物規模：延べ床面積　22,321㎡

工事内容：庁舎　増築１棟
既存庁舎　改修一式
駐輪場、屋外排水設備、舗装、雑工作物　新設一式
樹木　新植一式
取り壊し　取り壊し一式

工期　平成29年７月31日まで

4　申請の時期

平成26年９月５日から平成26年９月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成26年10月１日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

5　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成26年９月５日から　〒760―8554　香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061㈹において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。